

令和6年度 第12回

上島町農業委員会 議 事 録

令和7年3月14日

開 会		令和7年3月14日 13時30分		
閉 会		令和7年3月14日 14時26分		
開 催 場 所		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見 回 り	日 時	① 3/3 14:00	② 3/6 17:00	③ 3/7 9:00
		④ 3/7 13:30	⑤ 3/7 14:00	⑥ 3/7 15:00
	農 業 委 員 推 進 委 員	① 岡 辺 恒 一 委 員	② 濱 本 等 委 員	③ 森 本 隆 人 委 員
		④ 砂 川 正 治 委 員	⑤ 田 中 一 富 委 員	⑥ 竹 川 修 委 員
	事 務 局	①～⑥ 田名後高広		
出 席 委 員		古 本 貢 委 員	小 西 佳 子 委 員	西 原 邦 彦 委 員
		砂 川 正 治 委 員	仲 平 ま ゆ み 委 員	田 中 一 富 委 員
		村 上 穂 委 員	児 玉 昭 一 委 員	岡 辺 恒 一 委 員
		濱 本 等 委 員	森 本 隆 人 委 員	青 木 俊 樹 委 員
欠 席 委 員		竹 川 修 委 員	平 岡 修 委 員	村 上 啓 祥 委 員
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 氏 名		黒 瀬 智 貴	松 浦 孝 志	田 名 後 高 広
		村 上 晃 子		
議 事 録 署 名 人		砂 川 正 治 委 員	西 原 邦 彦 委 員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農業振興地域整備計画変更の諮問について(岩城)	
		第2号議案	非農地証明申請について(岩城)	
		第3号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		第4号議案	農地法第3条許可申請について(弓削)	
		第 5 号 議 案	農地法第4条許可申請について(弓削)	
		第 6 号 議 案	農地法第4条許可申請について(生名)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、令和6年度第12回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、竹川委員、平岡推進委員、村上啓祥推進委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員7名、推進委員5名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。小西委員、竹川委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農業振興地域整備計画変更の諮問について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		今回の申請は、農用地の転用は原則不許可になっておりますので、農用地を外して転用可能な第2種農地とするものです。町は農業委員会と農協へ農用地除外の意見を求めた後、愛媛県と農業振興地域整備計画変更の事前協議を行い、県の同意後、申請者から農地法第5条許可申請が提出され、再度、農業委員会総会で審議していただきます。本申請にかかる農業振興地域整備計画法の農用地除外の要件ですが、①農用地以外の土地とすることが適当で申請地以外に代替する土地がないこと。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。③効率的かつ安定的な農業経営体の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。④土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。⑤農道等の基盤整備事業完了後8年以上を経過していること。以上の全ての要件を満たしており、農用地除外の計画変更は適当と判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された砂川委員の説明を求めます。
	砂川委員	3月6日に事務局と現地確認に行きました。ここに書かれているように、30年前からこういう状態です。以前は道より段上がりのところに畑が1畝ぐらいありました。今は雑木がありますけど、みかんが植わっている畑だった。元々、みかんを耕作するのに、一輪車くらいは上がっていくような道だった

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		けど、ここの上のところも宅地で、だんだん農業をするにも車がないといけな
		いという事で、車が出入りできる道に形状されております。これから先に行く
		には落ちているような形の土地になっていますので、ここから入ることしかで
		きないという事でやむを得ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第1号議案に係る変更(案)に意
		見がない旨答申します。
第2号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第2号議案、非農地証明申請について事
		務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用につい
		て」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理
		的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関する
		ガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地
		域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれが
		ない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れ
		がないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発
		生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがな
		い土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判
		断されます。今回の申請ですが、平成14年度及び20年度に当該地番を、
		権利を移動後に農地転用許可を取得しているにも関わらず、権利移動の
		みで地目変更を行っていませんでした。今年度改めて法務局に申請したと
		ころ現況が転用目的と差異が合った為、受理されない結果となりました。
		又、農地を農業法人以外が所有することは認められていません。現況地目
		に変更するためには、非農地許可が必要とのことでの申請であります。
		第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、田中委員の説明を求めます。
	田中委員	事務局と現地確認に行きました。ここは10年前からほったらかしで、雑木
		も生えており、畑に戻すには困難だと思われますので、非農地として良いと
		思います。以上です。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
第3号議案	議 長	全員賛成という事で、非農地である旨証明します。
	議 長	それでは議案審議に入ります。第3号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された濱本委員の説明を求めます。
	濱本委員	先日、事務局と現地確認に行ってきました。現地は購入される前から、譲受人の父親からの土地を借りていて、耕作しておりました。昨年の猛暑で現状の写真であるように、みかんが枯れたところをユンボで掘り起こしています。まあ、ずっと耕作をしていましたので、別に問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第4号議案	議 長	それでは語案審議に入ります。第4号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された竹川委員さんですけど、欠席ですので事務局が代読します。
	事務局	3月7日に竹川委員と現地確認に行きまして、竹川委員が欠席なので、メッセージを代読します。当該農地は現在、耕作しており、引き続き耕作することは支障ないと思われます。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、許可といたします。
第5号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第5号議案、農地法第4条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。
		①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は甲種農地、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に該当する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低いその他の農地に該当し、周辺の他の土地で目的が達成できる土地がないことため、許可相当であると判断されます。
		第5号議案の説明は以上です。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	現地確認された森本委員の説明を求めます。
	森本委員	事務局と現地確認に行きました。写真とか見ても分るように、建物が建っています。この土地は以前に農業委員会の方から指導を出しているはず です。今回申請が出てきた理由としては、県の農村整備課から指導がきて いるはずですが、ようやく出てきた申請になります。ここはどう見ても、急傾斜、 傾斜地で元々は段々畑じゃないかと思いました。でもこれを今、壊すとなると、 どうかなと思うところもあるんですが、前々から通達があつたにも関わらず、 目的外使用してきたのか疑問に思うところですし、始末書の中に1年前 に始めましたとなっていますが、たぶんそれより前、2、3年前だと思います。 ですから、なんか辻褄が合わないところが多いんですよ。それとここにある、 6ページですかね、図面があるんですけど、この土地の下、1870-1ここは山 林ですかね、山林ですから別に関係はないんですが、ここにも1棟、倉庫 兼なにがしかの建物がありました。この隣1859-1と1858この土地も多分申 請者の土地なっています。1858 は平地で雑木等は生えてなかったです。 1859-1は草は生えていましたが、隅に雑木が少し生えてまして、中にはとこ ろどころに果樹かなにか植わっていたと思います。品種は分かりませんが。 この関係から言うと、定款の中にあるキャンプ場とかワークショップとか体験 農園を示しているのではないかなと思うんですが、多分一番下の畑をキャン プ場にするような様子が見られました。ですから、もしやるのであれば、きつ く、申請を出すように言う必要があると思います。まあ、ここまで作っている ので、壊せと言うのは酷なのかなと思いますけど、後は委員さんに判断を任 せます。
審 議	砂川委員	ここに洗い場というのがあるんですが、汚水は流さないとあるんですが、洗 い場を作れば、自然と汚水を流すことになるんじゃないですか。トイレもで すし。汚水も流れると思います。そういうところからしても、ちょっと問題があ ると思います。
	小西委員	私も人から聞いていて、外観から、写真からはわかりませんが、喫茶店 みたいなことをしていると聞いたことがあるんですよ。だから。水も汚水も当然ト イレも作るようにはなりますから、簡易トイレにしているのかどうかはわかりま せんが。
	森本委員	今、見ると、そういうものはなかったです。ただね、キャンプとかに使うバー ベキューのところは一部作っていました。ただそれをどうするのかというの は、出てくると思うんですけど、まあ、汚水を流すとなると、このままだと海へ

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		流すようなことになる。汚水を流すのであれば、そういう施設を作るのかというのも問題になります。
	砂川委員	人が来るとなるとどうしてもトイレとかいりますよね。
	小西委員	土地が広いから、個人の土地だから入って行くいうわけにも行かないから、外観から見ただけですが、これ、1年どころじゃなくて、3年ぐらいはたつと思います。買ってからそんなにたたないうちに材木を運んでましたからね。ご主人が外国の方で言葉も通じないので、なんとも言えないですけど。外国の感覚と日本の感覚がちょっと違うから、なんとも。
	議 長	先ほどの汚水ですよ、洗い場があれば確実に汚水が出ますよね。被害防除措置計画書は汚水等は発生しないとなっているので、この辺りをちょっと差し替えますかね。どうでしょうか皆さん。
	砂川委員	汚水をどう流すかそういうことが決まらないと処理ができないと思うんですけどね。海へ垂れ流しというわけにも。
	議 長	流すことは出来ませんよね。再度、計画を練り直して頂いて、再提出していただきましょうか。
	小西委員	そうですね。その方が。
	議 長	防除措置計画書の汚水と始末書の地番も直して再度提出という事でお願いいたします。
第 6 号議案	議 長	それでは、第 6 号議案農地法第 4 条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。
		①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりで
		す。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は
		満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり具体的には、中山間地域等に該当する農業公共投資の対象となってい

[illegible]

